

# 私債権等放棄報告書

(令和6年9月12日提出)



市の私債権等の放棄について

下記のとおり市の私債権等を放棄したので、八代市債権管理条例第10条第2項の規定に基づき報告する。

記

- 1, 災害援護資金貸付金 (千丁)  
債権額 1, 634, 122円  
債務者数 1人
  
- 2, 災害援護資金貸付金 (八代)  
債権額 1, 853, 850円  
債務者数 2人
  
- 3, 公営住宅使用料等  
債権額 1, 092, 100円  
債務者数 2人
  
- 4, 水道料金  
債権額 163, 970円  
債務者数 31人
  
- 5, 簡易水道料金  
債権額 15, 210円  
債務者数 2人

令和6年9月12日

八代市長 中村博生



# 私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 災害援護資金貸付金

債権所管課 千丁支所 地域振興課

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	1,634,122円	令和5年10月31日	平成14年12月10日 ~ 平成21年12月9日	徴収停止後相当期間経過（債権管理条例第10条第1項第4号）	個人
計	1,634,122円				

## 私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 災害援護資金貸付金

債権所管課 健康福祉政策課

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	1,782,450円	令和6年3月22日	平成15年6月6日 ~ 平成21年12月6日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
2	71,400円	令和6年3月22日	平成21年6月15日 ~ 平成21年12月15日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
計	1,853,850円				

# 私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 公営住宅使用料等

債権所管課 住宅課

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	1,017,000円	令和6年3月6日	平成16年11月1日 ~ 平成30年10月31日	破産免責等（債権管理条例第10条第1項第1号）	個人
2	75,100円	令和6年3月6日	平成21年4月30日 ~ 平成30年12月25日	消滅時効期間経過（債権管理条例第10条第1項第6号）	個人
計	1,092,100円				

## 私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 水道料金  
 債権所管課 水道局

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	5,650円	令和6年3月31日	令和3年10月31日 ~ 令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
2	6,460円	令和6年3月31日	令和3年11月30日 ~ 令和3年12月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
3	920円	令和6年3月31日	令和3年10月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
4	2,770円	令和6年3月31日	令和3年3月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
5	5,280円	令和6年3月31日	令和4年1月31日 ~ 令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
6	920円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
7	2,080円	令和6年3月31日	令和3年3月31日 ~ 令和3年4月30日	破産免責等 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人
8	920円	令和6年3月31日	令和3年3月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
9	2,500円	令和6年3月31日	令和3年7月31日 ~ 令和3年8月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
10	11,200円	令和6年3月31日	令和3年4月30日 ~ 令和3年9月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
11	4,600円	令和6年3月31日	令和3年6月30日 ~ 令和3年10月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	法人
12	970円	令和6年3月31日	令和3年10月31日	破産免責等 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人
13	32,180円	令和6年3月31日	令和3年8月31日 ~ 令和3年12月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
14	1,940円	令和6年3月31日	令和3年3月31日 ~ 令和3年5月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
15	2,760円	令和6年3月31日	令和3年12月31日 ~ 令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
16	4,600円	令和6年3月31日	令和3年3月31日 ~ 令和3年7月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
17	2,760円	令和6年3月31日	令和3年3月31日 ~ 令和3年5月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
18	26,790円	令和6年3月31日	令和4年1月31日 ~ 令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
19	4,480円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
20	920円	令和6年3月31日	令和3年12月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
21	920円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
22	3,820円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
23	920円	令和6年3月31日	令和3年3月31日	破産免責等 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人
24	9,490円	令和6年3月31日	令和3年9月30日 ~ 令和4年1月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
25	4,740円	令和6年3月31日	令和4年1月31日 ~ 令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	法人

26	8,440円	令和6年3月31日	令和3年3月31日 ~ 令和3年4月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
27	1,900円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
28	920円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
29	920円	令和6年3月31日	令和4年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
30	920円	令和6年3月31日	令和3年3月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
31	10,280円	令和6年3月31日	令和3年7月31日 ~ 令和3年10月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
計	163,970円				

## 私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 簡易水道料金

債権所管課 水道局

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	3,260円	令和6年3月31日	令和4年2月28日 ~ 令和4年3月31日	消滅時効期間経過（債権管理条例第10条第1項第6号）	個人
2	11,950円	令和6年3月31日	平成29年8月31日 ~ 令和4年2月28日	生活困窮（債権管理条例第10条第1項第5号）	個人
計	15,210円				

